令和８年１２月１日から

新門司港の一部区域が

※　下図の赤線で示した道路



最高速度 50km/hになります！

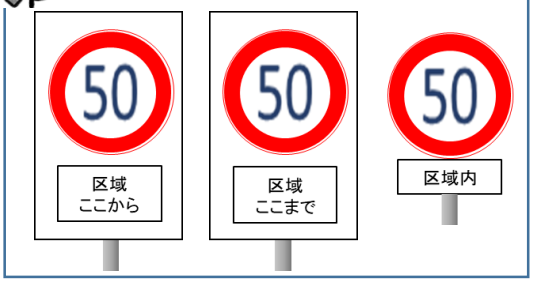


赤線で示した道路は最高速度５０ｋｍ/ｈ

※　破線で囲まれた区域における、赤線で示した道路以外の道路は最高速度３０km/hとなります。



通行時は標識の確認を！



注意事項

① 最高速度規制に係る標識が設置された日から、規制の効力が発生しますので、諸事情により規制開始日を変更することがあります。

② 最高速度規制に係る標識が設置されるまでの期間、破線区域内の道路（中央分離帯が設けられている道路を除く。）における最高速度は30km/hです。
最高速度を遵守した安全運転をお願いします。

福岡県警察・北九州市港湾空港局